

業務執行理事等の職務権限規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本産業保健法学会（以下「学会」という。）の定款第23条に基づき、この法人の業務執行理事等の職務権限を定め、一般社団法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、業務執行理事等とは、代表理事、副代表理事並びに事務局担当理事をいう。

(法令等の遵守)

第3条 業務執行理事等は、法令、定款及びこの法人が定める規則、規程等を遵守し誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

(職務権限)

第4条 代表理事、副代表理事、事務局担当理事の職務権限は、別表に掲げるものとする。

2 事務局担当理事は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(細則)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第6条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

本規程は2021年11月27日より施行する。

別表

業務執行理事等の職務権限

◎：最終決定権限者、 ○：起案または所管する者

決裁事項	代表理事	副代表理事	事務局担当理事
事業計画及び予算案の作成	◎	○	○
事業報告及び決算案の作成	◎	○	○
職員の任用	◎	○	○
出張（国内及び国外）		◎	○
契約締結（1件 50万円以上）	◎	○	○
契約締結（1件 50万円未満）		◎	○
予算外の突発的な支出(10万円以上 50万円未満)		◎	○
予算外の突発的な支出(10万円未満)			◎
外部に対する文書発出(特に重要なもの)	◎	○	○
外部に対する文書発出(一般的なもの)		◎	○
学会を所属機関とする公的研究費への応募の承認	◎	○	○